

2025 年 5 月 19 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

当座勘定払戻請求書の新設ならびに当座勘定規定の一部改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「2026 年度末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みの一環として、2026 年 3 月末をもって、手形・小切手帳の発行申込みの受付けを終了させていただきます。これに伴い、当座勘定からの払戻手段として、当座勘定払戻請求書を新設します。

また、当座勘定規定を一部改定しますので、お知らせします。

記

1. 当座勘定払戻請求書の新設

(1) 利用開始日

2025 年 5 月 30 日（金）

(2) 概要

- ・綴り方式（2 枚複写 50 枚綴り・発行手数料無料）です
- ・ご希望の場合は、お取引店の窓口へお申し付けください
- ・お取引店のみでご利用可能です
- ・ご利用時は当座勘定入金通帳をあわせて窓口にご提示ください
（当座勘定入金通帳をお持ちでない場合は窓口へお申し付けください）
- ・小切手のように第三者へのお支払いにご利用いただくことはできません
- ・ご不明な点は、お取引店にお問い合わせください

※小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます

2. 当座勘定規定の改定

(1) 改定日

2025 年 5 月 30 日（金）

(2) 改定対象

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（個人当座用）

(3) 改定内容（改定箇所のみ抜粋）

・当座勘定規定（一般用）

改定前	改定後
第7条. 手形、小切手の支払 (1) (中略) (2) (中略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第12条. 手数料等の引落とし (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 中略 第16条. 印鑑照合等 (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 中略 (3) 中略	第7条. 手形、小切手等の支払 (1) (中略) (2) (中略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金通帳とともに、お取引店に提出してください。また、払戻しに際して、払戻請求書による払戻しの事実の有無等の確認や当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u> 第12条. 手数料等の引落とし (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 中略 第16条. 印鑑照合等 (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 中略 (3) 中略

・当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
第7条. 手形、小切手の支払 (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 第12条. 手数料等の引落し (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 中略 第14条. 署名鑑の届出 (1) 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。 (2) 中略 第16条. 署名鑑照合等 (1) 小切手、手形または諸届け書類に使用された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 中略 (3) 中略	第7条. 手形、小切手等の支払 (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (5) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金通帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、払戻しの事実の有無等の確認や当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u> 第12条. 手数料等の引落し (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 中略 第14条. 署名鑑の届出 (1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。 (2) 中略 第16条. 署名鑑照合等 (1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 中略 (3) 中略

※改定後の当座勘定規定の全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上